資料１

令和８年８月千葉豪雨及び台風第２５号 千葉県災害義援金配分委員会 設置要綱

(目的)

第１　令和８年８月千葉豪雨及び台風第２５号により被災した千葉県民に対し、県内外から寄せられた義援金を公正・公平かつ、迅速に配分するため、千葉県地域防災計画に基づき、千葉県災害義援金配分委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第２　委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

(1) 配分対象に関する事項
(2) 配分基準に関する事項
(3) 配分時期に関する事項
(4) 配分方法に関する事項
(5) その他必要な事項

(委員会の構成)

第３　委員会の委員は、次に掲げる団体等の関係者をもって構成する。

(1) 義援金募集団体
(2) 市町村関係団体
(3) 報道機関
(4) 福祉団体
(5) 千葉県
(6) その他

(役員)

第４　委員会には、会長、副会長、監事をそれぞれ１名置く。

２　会長は委員の互選により決定する。

３　副会長は、会長の指名により決定する。

４　監事は、会長の指名により決定する。

(役員の職務)

第５　会長は、委員会を代表し、事務を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

３　監事は、義援金に関する会計を監査する。

(委員会の開催)

第６　委員会の招集は、会長が行う。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議長は、会長がこれにあたる。

(事務局)

第７　委員会の事務は、防災危機管理部危機管理政策課におく。

(その他)

第８　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会において協議のうえ

決定する。

附則

この要綱は、令和８年１０月２７日から適用し、義援金の配分が完了次第廃止する。